

政令第 号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十七号）附則第
一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、
平成二十一年六月十二日とする。

理由

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。